

災害時における
練馬区薬剤師会活動マニュアル

平成 28 年 3 月
(平成 30 年 3 月一部修正)

練馬区・練馬区薬剤師会

はじめに

災害時には建物の倒壊や火災により、傷病者が多数発生することが想定されます。そのような非常時においても適切な医療の提供や迅速な医薬品の供給を行うため、練馬区（以下「区」という。）と一般社団法人練馬区薬剤師会（以下「薬剤師会」という。）は、平成8年から「災害時の医療救護活動についての協定」を締結し、連携して医療救護活動に取り組んできました。

その後、平成26年6月に薬剤師会と区は協定を改定し、薬剤師班および医薬品統括責任者の業務について、以下のように規定しました。

<薬剤師会>

「医療救護所等における傷病者に対する調剤および服薬指導」
「医療救護所および医薬品の集積場所等における医薬品の仕分けおよび管理」

<医薬品統括責任者>

「備蓄医薬品等が不足し、新たな医薬品等を調達する必要がある場合における医薬品等の調達業務の調整」
「その他医薬品等の確保に関すること」

その折、平成26年9月に東京都が「災害時における薬剤師マニュアル」を作成し、薬剤師班の活動に関する指針を示しました。薬剤師会と区はこの機会をとらえ、都のマニュアルを参考としながら協議を重ね、薬剤師会の災害時活動について、更に詳細な活動内容を検討することとしました。本マニュアルでは区や薬剤師会の災害医療体制を踏まえ、薬剤師班や医薬品統括責任者、薬剤師会災害対策本部の活動に関して、更なる具体化を図ることとします。

目次

I 災害医療体制の概要

- 1 区の災害医療体制 p1
 - (1) 災害発生後のフェーズ p1
 - (2) 医療救護所の設置場所と役割分担 p2
 - (3) 医療機関の分類と役割分担 p2
 - (4) 医療救護活動全体にかかる指揮系統 p3
 - (5) 災害医療コーディネーターを中心とした情報連絡体制 p4
- 2 薬剤師会の指揮系統 p7
 - (1) 薬剤師会災害対策本部立ち上げ前 p7
 - (2) 薬剤師会災害対策本部立ち上げ後 p8

II 薬剤師班の活動

- 第1章 医療救護所における活動 p9
 - 1 医療救護所における指揮系統 p9
 - (1) 傷病者の処置に関する事項以外の業務 p9
 - (2) 医療救護にかかる活動 p9
 - (3) 薬剤師班員への指示 p9
 - 2 医療救護所における活動の概要 p11
 - (1) 参集および活動期間 p11
 - (2) 医療救護活動の準備 p11
 - (3) 医療救護所における医療救護活動 p12
 - (4) 薬剤師班責任者の活動 p13
 - 3 医薬品の管理と調剤、投薬、服薬指導 p14
 - (1) 医薬品、資器材等の確保と管理 p14
 - (2) 傷病者への調剤・投薬および服薬指導 p14
 - 4 医薬品等の供給要請と納品の確保 p15
 - (1) 医薬品等の供給要請 p15
 - (2) 納品の確保 p15
 - 5 トリアージ等 p16
 - (1) トリアージ p16
 - (2) 専門業務以外の軽微な処置の支援 p17

第2章 避難拠点における活動 p19

- (1) 活動期間 p19
- (2) 避難者に対する調剤・投薬および服薬指導 p19
- (3) 定点薬局の開設 p19

第3章 その他の活動場所における活動 p20

- (1) 医薬品集積場所における業務 p20
- (2) 災害対策健康部における業務 p20

Ⅲ 医薬品統括責任者の活動

- 1 災害対策健康部内の指揮系統 p21
- 2 医薬品統括責任者の活動 p21
 - (1) 参集および活動期間 p21
 - (2) 不足医薬品の確保 p22
 - (3) 薬剤師班からの情報収集 p23

Ⅳ 薬剤師会災害対策本部の活動

- 1 薬剤師会災害対策本部内の指揮系統 p24
- 2 薬剤師会災害対策本部における活動の概要 p24
 - (1) 参集 p24
 - (2) 情報収集および伝達 p24
 - (3) 受援体制の整備 p25
 - (4) 応援医薬品の管理および保管 p26
 - (5) 避難拠点等への巡回・相談業務の調整 p26
 - (6) 薬局に対する復旧への支援 p26
 - (7) その他の薬剤師会災害対策本部の活動 p26
- 3 受援体制の整備 p26
 - (1) 薬剤師会非会員による応援の受入調整 p26
 - (2) 他地区薬剤師会会員による応援の受入調整 p27
- 4 関係機関との連携 p27
 - (1) 災害拠点病院等との連携 p27
 - (2) 医師会・歯科医師会・医療機関等との連携 p27

V 資料編

- (1) 練馬区地域防災計画抜粋（平成 29 年度修正） p29
- (2) 災害時の医薬品供給体制 p42
- (3) 災害時の医療救護活動についての協定書 p44
- (4) 災害時における医薬品等の供給協力に関する協定書 p58
- (5) 災害時における医薬品等の供給協力に関する協定締結団体一覧 . . . p65
- (6) 医療救護所備蓄医薬品・資器材リスト p66
- (7) 区施設等連絡先一覧 p82

I 災害医療体制の概要

1 区の災害医療体制

(1) 災害発生後のフェーズ

災害発生後のフェーズは以下のとおり大きく4つに分けられます。原則として薬剤師班は超急性期および急性期において活動し、医薬品統括責任者は超急性期において活動します。

区分	想定される状況	主な活動内容
0 発災直後 (発災～6時間)	建物倒壊や火災等の発生により傷病者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況	① 被害情報の収集・集約 ② 避難拠点要員の参集 ③ 医療救護所の設置・運営
1 超急性期 (6～72時間)	救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受入が少ない状況	① 医療救護所の運営 ② 医薬品の供給 ③ 医療救護活動拠点の設置 ④ 派遣医療チーム等の受入れ
2 急性期 (72時間～1か月)	被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復活し始めて、人的・物的支援の受入体制が確立されている状況 (72時間～1週間) 地域の医療機関、ライフライン機能および交通機関等が徐々に回復している状況 (1週間～1か月)	① 医療救護所の運営体制の見直し ② 避難拠点等における巡回診療・定点診療
3 慢性期 (1～3か月)	避難生活が長期化しているが、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況	健康相談等の実施

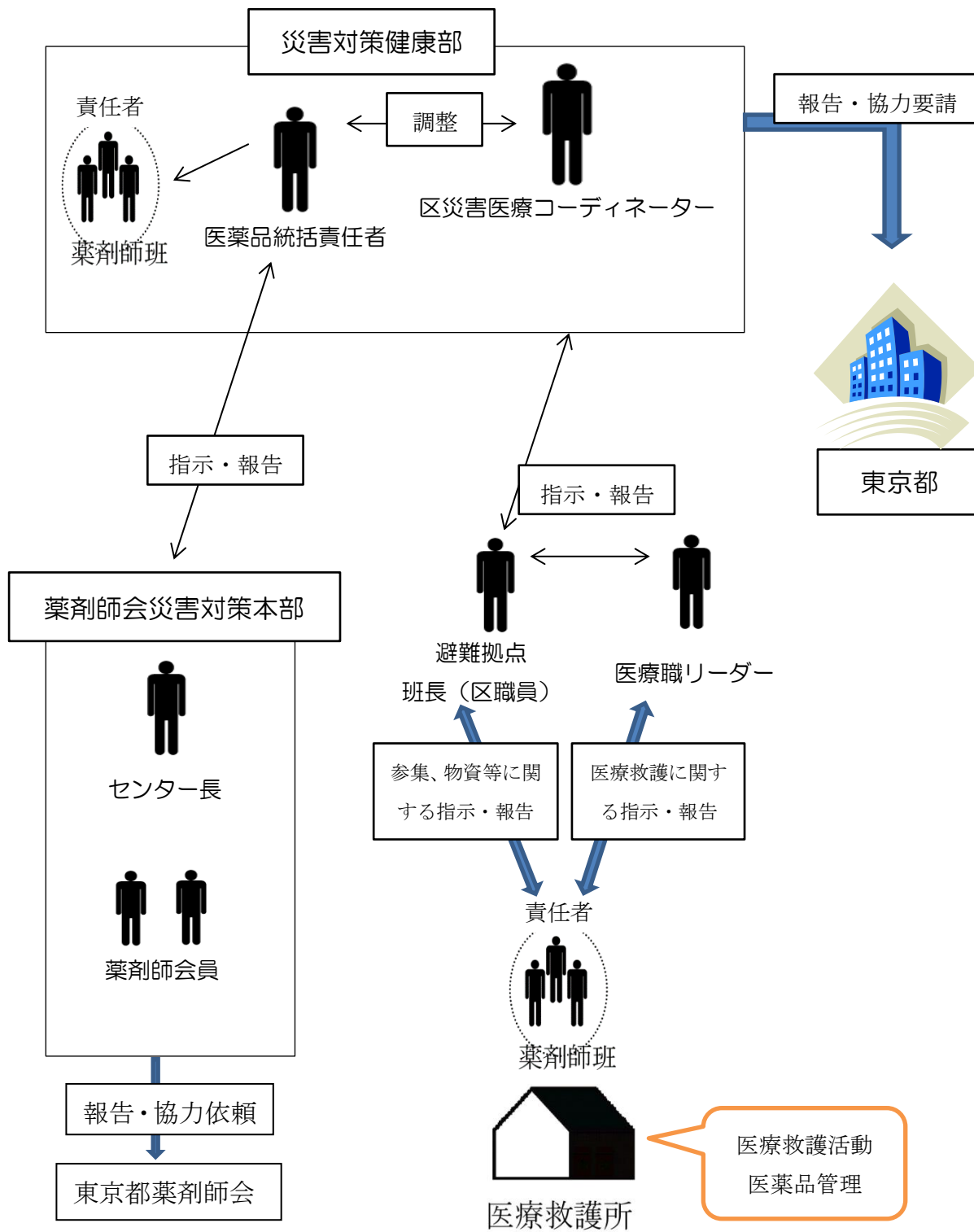
(2) 医療救護所の設置場所と役割分担

設置場所	役割
①旭丘中学校 ②開進第三中学校 ③貫井中学校 ④練馬東中学校 ⑤光が丘第四中学校 ⑥石神井東中学校 ⑦谷原中学校 ⑧大泉南小学校 ⑨大泉西中学校 ⑩石神井西中学校	i) 避難してくる傷病者の受入 ii) トリアージ iii) 軽症者への処置 iv) 重症者・中等症者の搬送順位確定 v) 医薬品の処方、調剤、投薬、服薬指導 vii) 区災害対策健康部との情報連絡

(3) 医療機関の分類と役割分担

区分	役割
災害拠点病院 (区内2か所) 順天堂練馬病院 練馬光が丘病院	主に重症者の収容・治療を行う病院 ※ 病院の入口においてトリアージを行い、軽症者や慢性疾患の患者については、災害医療支援医療機関または医療救護所等へ誘導します。
災害拠点連携医療機関 (区内6か所) 練馬総合病院 浩生会スズキ病院 大泉生協病院 川満外科 田中脳神経外科 辻内科循環器科歯科クリニック	主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う医療機関 ※ 病院の入口においてトリアージを行い、軽症者や慢性疾患の患者については、災害医療支援医療機関または医療救護所等へ誘導します。
災害医療支援医療機関 (区内11か所)	軽症者への応急処置や慢性疾患への対応等を行う医療機関 ※ 重症者・中等症者については、災害拠点病院または災害拠点連携医療機関へ搬送します。
専門医療拠点病院 (区内3か所)	専門医療が必要な患者(透析患者・妊産婦・精神疾患患者)への対応等を行う医療機関 ※ 専門医療を必要としない重症者・中等症者については、災害拠点病院または災害拠点連携医療機関へ搬送します。

(4) 医療救護活動全体にかかる指揮系統



① 練馬区災害対策健康部

練馬区内で災害が発生した場合、区は災害対策本部を立ち上げ、区役所東庁舎 6 階には災害医療を担当する災害対策健康部を設置します。

② 災害対策健康部内の指揮系統

災害対策健康部においては部長が部を統括し、部長の下にそれぞれの役割を持つ班を設置します。

災害医療コーディネーターは部長へ医療救護に関する助言を行います。

医薬品統括責任者は災害医療コーディネーターと協議・調整を行い、医薬品に関する助言等を行います。

③ 医療救護所内の指揮系統（p9参照）

薬剤師班は、医療救護所においては、活動内容に応じて以下のとおり指示に従います。

ア) 医療救護所の運営、調整および事務に関しては、医療救護所が設置されている避難拠点班長（区職員）の指示に従って行動します。

イ) 傷病者に対しての処置に関しては、医療救護所内における医療職リーダーの指示に従って行動します。

ウ) 調剤・投薬に関しては、薬剤師班責任者を決め、その指示を受けて行動します。

（5）災害医療コーディネーターを中心とした情報連絡体制

① 災害医療コーディネーター

医療救護に関する情報連絡の中心として、「東京都・二次保健医療圏・区市町村」の三段階それぞれに、災害医療コーディネーター（医師）が任命されています。

区における医療救護活動は、区内の医療機関、消防、警察、行政が連携し、対応することが基本となりますが、近接地域からの支援や、都や国レベルの支援が必要になる場合も想定できます。

東京都、区西北部二次保健医療圏、練馬区の災害医療コーディネーターが医療救護の情報を共有し、派遣医療チームの適正な配置や迅速な重症者対応などを行います。

<災害医療コーディネーター>

- i) 東京都災害医療コーディネーター（全3名）：都全域を担当
- ii) 東京都地域災害医療コーディネーター（全12名）：二次保健医療圏を担当
（区西北部二次保健医療圏拠点：帝京大学 医師）
- iii) 区市町村災害医療コーディネーター：各区市町村を担当
（練馬区医師会 会長）
（順天堂練馬病院 医師）
（練馬光が丘病院 医師）
（練馬区保健所 所長）

② 練馬区災害医療コーディネーター

練馬区では、平成25年8月から災害医療コーディネーターを設置し、4名の災害医療コーディネーターを任命しています。

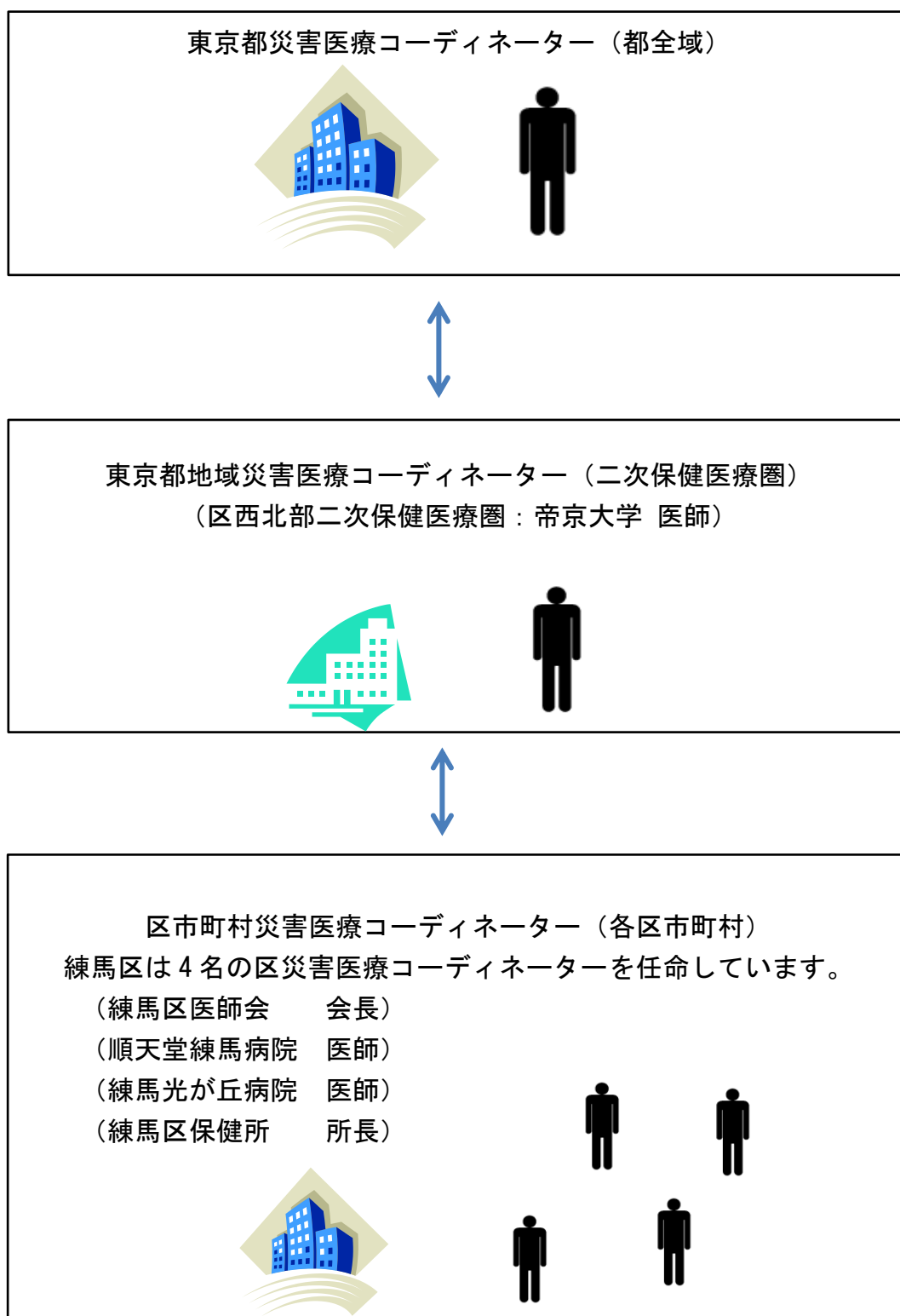
<練馬区災害医療コーディネーターの主な業務>

- i) 医療救護班等の活動に関する助言および調整を行うこと。
- ii) 医療救護所の設置、運営に関する助言および調整を行うこと。
- iii) 医薬品等に関すること。
- iv) 傷病者の収容先医療機関の確保に関する助言および調整を行うこと。
- v) 東京都地域災害医療コーディネーター等との連絡調整に関すること。
- vi) その他災害医療に関すること。

練馬区災害医療コーディネーターは練馬区災害対策健康部において医療救護にかかる調整や助言を行います。

また、区西北部二次保健医療圏の災害医療コーディネーターと連絡調整を行います。

【災害医療コーディネーターの医療救護にかかる情報伝達図】



2 薬剤師会の指揮系統

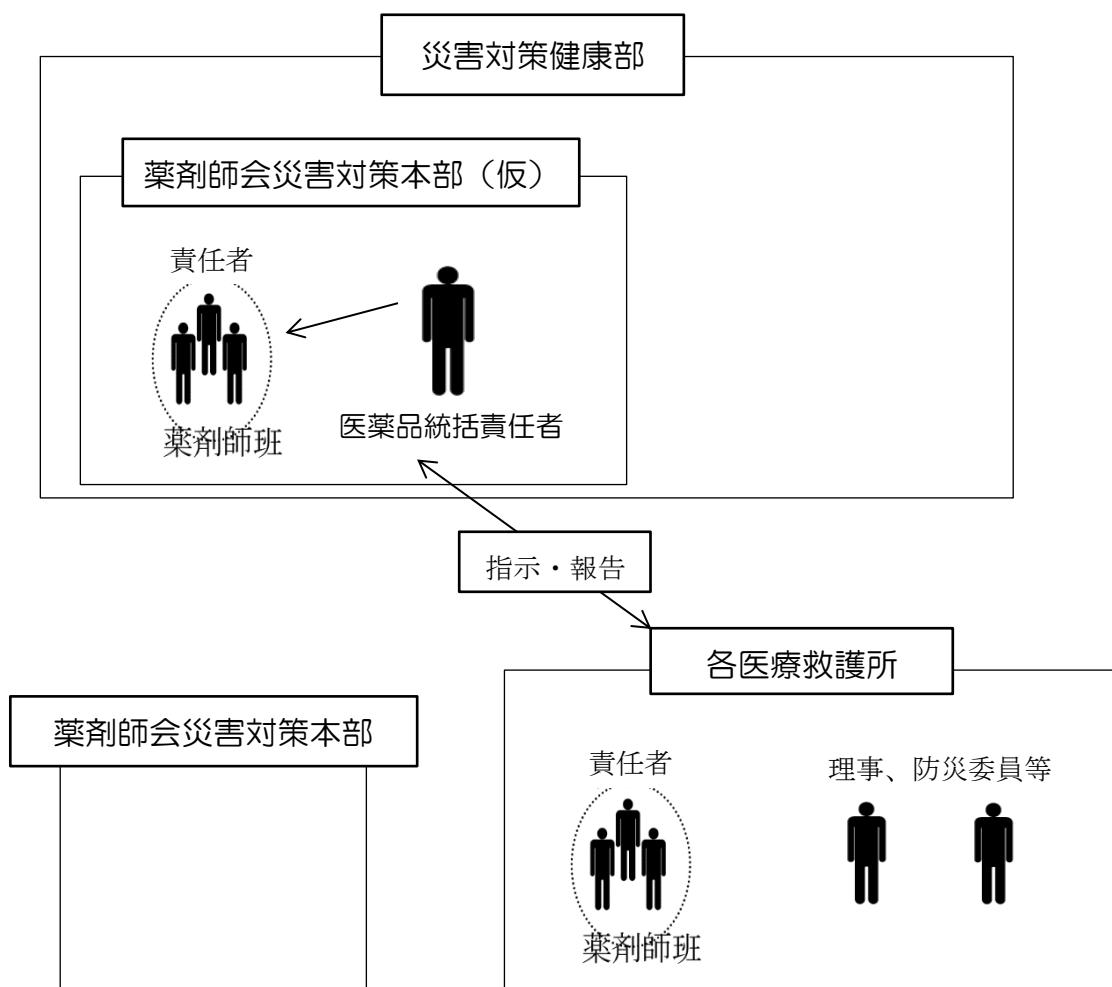
薬剤師会の指揮系統は、薬剤師会災害対策本部の立ち上げ時期によって大きく二つに分けられます。

(1) 薬剤師会災害対策本部立ち上げ前

発災初期の段階は混乱期であり、体制が整わない中で薬剤師会センターが薬剤師会災害対策本部機能を担うことは困難です。

よって、薬剤師会センターの体制が整うまでは、練馬区災害対策健康部内に参集する医薬品統括責任者および薬剤師班が、薬剤師会災害対策本部の機能を担います。(薬剤師会災害対策本部の活動は p24 参照)

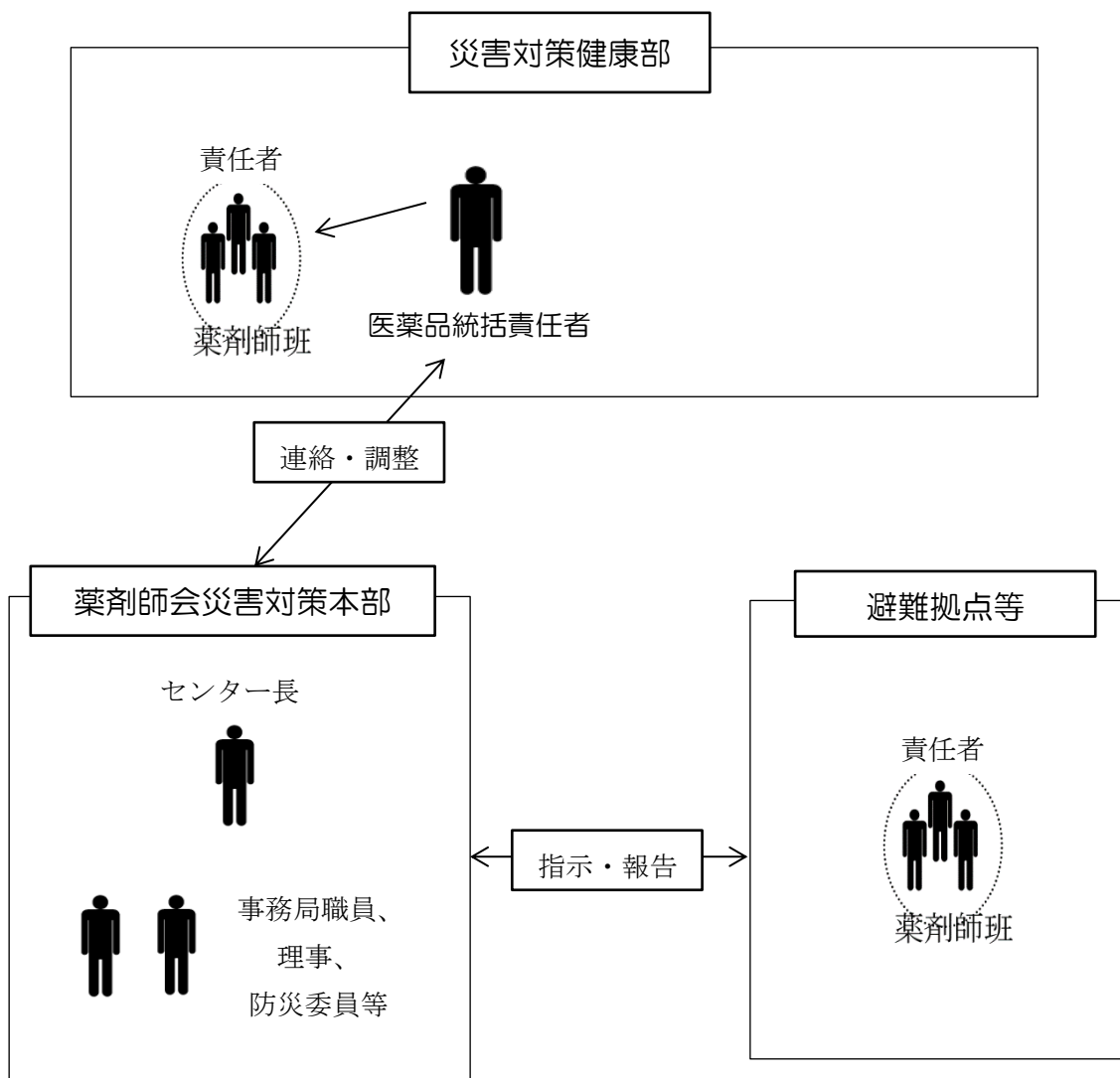
また、各医療救護所には薬剤師班に加えて可能な限り理事および委員が参集し、臨機応変な対応ができるよう備えます。



(2) 薬剤師会災害対策本部立ち上げ後

発災初期を過ぎてからは、被害状況が段々と把握できるようになり、混乱が落ち着き始めます。これ以降薬剤師会は、早急に薬剤師会センターにおいて薬剤師会災害対策本部を立ち上げ、体制が整い次第、医薬品統括責任者が行っていた本部機能を引き継ぎます。

区の要請があった場合、医薬品統括責任者は災害対策健康部において、薬剤師会災害対策本部との連絡・調整を行います。



Ⅱ 薬剤師班の活動

第1章 医療救護所における活動

- 発災から 72 時間以内は重症者の生存率が高いことから、原則的に傷病者対応を第一とします。区が開設する医療救護所には四師会要員等が参集し、医療救護活動にあたります。
- 薬剤師班はけが人に対して調剤・服薬指導を行うとともに、医療職リーダーの指揮のもとでトリアージなどを行います。
- 医療救護所において収集した情報を、区災害対策健康部の医薬品統括責任者を経て薬剤師センターに伝達します。
- 医療救護所に備蓄してある医薬品の仕分けと管理を行います。

1 医療救護所における指揮系統

(1) 傷病者の処置に関する事項以外の業務

医療救護における傷病者の処置に関する事項以外の業務については、薬剤師班は避難拠点班長（区職員）から指示を受けます。避難拠点班長は、医療救護所を含む避難拠点全体の活動を統括・指揮し、各班および要員に指示します。

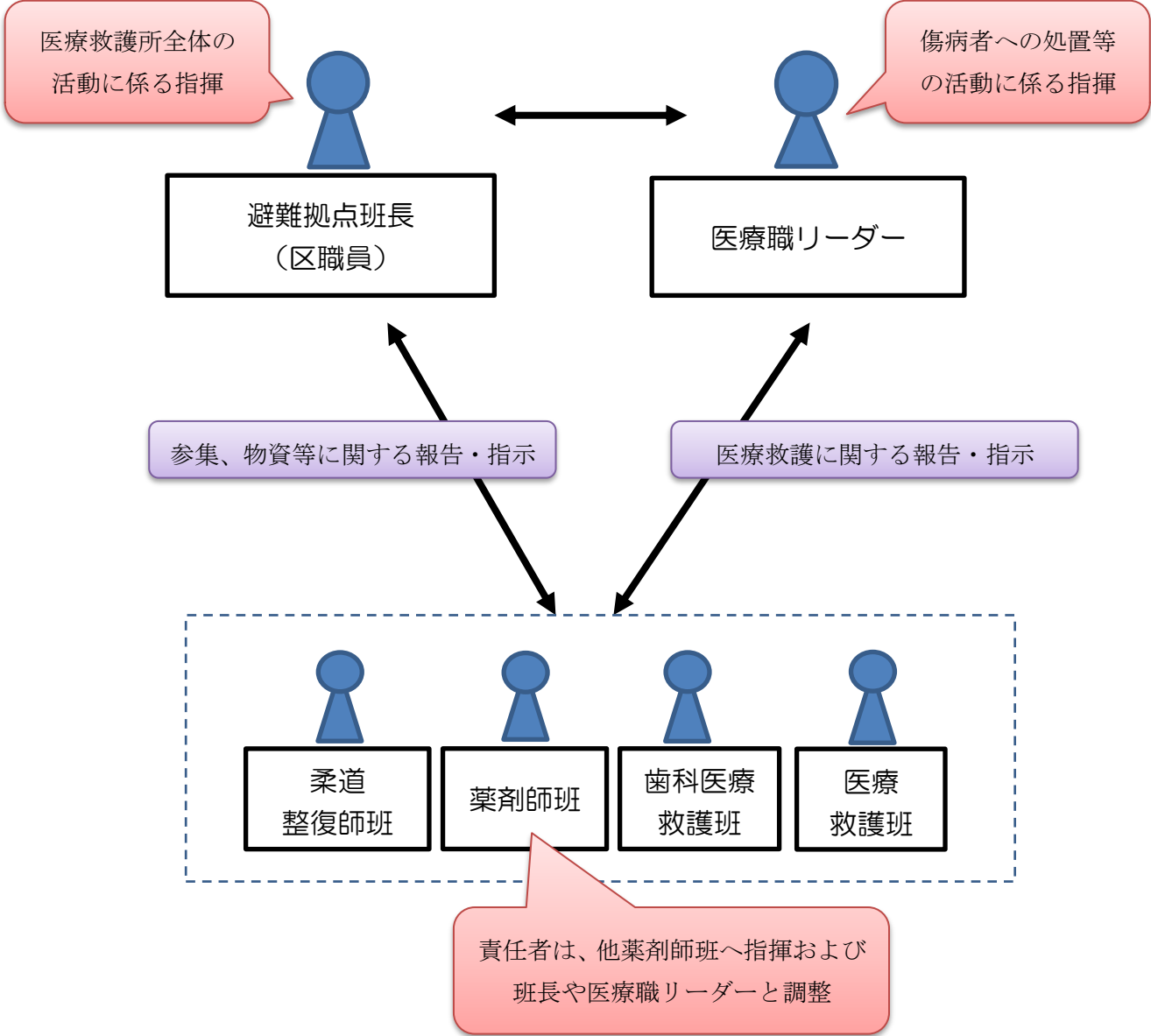
(2) 医療救護にかかる活動

医療救護にかかる部分については、薬剤師班は医療職リーダー（医師）から指示を受けます。医療職リーダーは避難拠点班長と調整を図ったうえで、四師会要員に対して患者対応などを指示し、医療救護活動を統括します。

(3) 薬剤師班員への指揮

医療救護所に参集した薬剤師班は、その中から責任者を選出します。責任者は避難拠点班長（区職員）や医療職リーダーとの連絡調整を行い、薬剤師班員に対する指示を行います。

医療救護所における指揮系統



2 医療救護所における活動の概要

(1) 参集および活動期間

発災時、区内 99 か所の避難拠点のうち 10 か所において、医療救護所を開設します。

震度 6 弱以上の地震が発生した場合は、区からの要請がなされたのみなし、あらかじめ編成された薬剤師班の要員は指定する医療救護所に参集します。

また、震度 5 強以下の場合においては、区から要請があった場合区との災害時協定に基づき、薬剤師会は薬剤師班を派遣します。

医療救護所では以下の要員が参集し、参集した人員によって医療救護所の運営がなされます。

<参集する人員>

i) 避難拠点運営連絡会

(近隣町会・区職員・学校職員)

ii) 四師会要員

(医療救護班・歯科医療救護班・薬剤師班・柔道整復師班)

なお、参集後の活動期間は、医療救護所の設置、運営と同様に、原則として発災後 72 時間までです。

(2) 医療救護活動の準備

① 薬剤師班責任者の決定

薬剤師班は、医療救護所に参集後速やかに薬剤師班責任者を決め、氏名を避難拠点班長（区職員）へ報告します。

② 支援薬剤師の受入

薬剤師班以外の会員薬剤師が参集した場合、薬剤師班はその薬剤師を医療救護所における活動に従事させることができます。区の要請で出動した薬剤師班は、その支援薬剤師の氏名と所属等を確認し、避難拠点班長（区職員）に報告します。

③ 開設

医療救護所内の医薬品等保管スペースおよび調剤投薬スペースを開設します。

④ 医薬品の確認

備蓄医薬品等リストと備蓄されている医薬品等を照合し、リストを医療職リーダーに渡します。

⑤ 薬剤師班のミーティング

参集した薬剤師班、支援薬剤師のミーティングを開催し、それぞれの役割を決め、活動にあたっての注意事項等を確認します。

⑥ 医療職リーダーとの調整

薬剤師班責任者は、業務の円滑な遂行のため、医療救護所内における活動の内容等について医療職リーダーと調整を行います。

<調整内容例>

- i) 処方箋の記載方法（投与日数等）のルール
- ii) 疑義照会のルール
- iii) 医薬品等が欠品する場合の対応

医療救護活動の準備が整った後は、医療救護活動を統括する医療職リーダーの指示の下で患者への対応を進めます。

(3) 医療救護所における医療救護活動

① 医薬品の管理

医療救護所に参集した薬剤師班は、医療救護所に備蓄してある医薬品の確保と管理を行います。

② 調剤、投薬、服薬指導 (p14 参照)

医療救護所に訪れた傷病者は、医師の診察を受け、症状によっては災害用処方箋を発行されます。薬剤師班は災害用処方箋に従って、医療救護所に備蓄している医薬品を用いて調剤、投薬、服薬指導を行います。

③ 医薬品等の供給要請と納品の確保 (p15 参照)

医療救護所に備蓄している医薬品および医療資器材が不足した場合、薬剤師班責任者は速やかに避難拠点班長（区職員）および医療職リーダーにその旨を伝達し、区災害対策健康部に不足医薬品等の品目・数量等を報告します。合わせて納品の確保を行います。

④ トリアージ (p16 参照)

医療救護所の医療職リーダーの指示に従い、傷病者をトリアージして軽症者・中等症者・重症者に分類します。

⑤ 専門業務以外の軽微な処置の支援 (p17 参照)

災害時には医療救護所に四師会の要員が参集することになっていますが、傷病者に対する医療従事者の数は、地域における被災状況により不足することが考えられます。このため、薬剤師班は医療職リーダーの指示に従い、軽症者への応急処置等の支援をします。

(4) 薬剤師班の情報収集及び伝達

医療救護所で活動する薬剤師班は、以下の情報を収集し、避難拠点班長に報告します。また同時に、災害対策健康部の医薬品統括責任者に報告し、報告を受けた医薬品統括責任者は薬剤師会災害対策本部に伝達します。

<収集する情報>

- i) 医薬品の在庫及び供給状況
- ii) 薬剤師班の活動状況
- iii) 近隣医療機関・薬局等の業務継続状況及び連携状況等

3 医薬品の管理と調剤、投薬、服薬指導

(1) 医薬品の確保と管理

薬剤師班は、医療救護所の備蓄医薬品の確保と管理を行います。

医薬品を確保する場合は、医療救護所に保管してある「備蓄医薬品リスト・備蓄資器材リスト（資料編 p66）」を用いて照合を行います。また、医薬品を仕分け、品目・数量の管理を行います。

薬剤師班責任者は医薬品の確保状況を踏まえ、対処可能な処方の内容等について医療救護班の医療職リーダーと調整を行います。

(2) 傷病者への調剤、投薬、服薬指導

① 調剤、投薬、服薬指導までの流れ

ア) 医療救護所に訪れる傷病者はトリアージされ、軽症者、中等症者、重症者に振り分けられます。

イ) トリアージを受けた傷病者は、医師の診察・処置を受け、場合によっては災害用処方箋を発行されます。

ウ) 薬剤師班は処方箋を発行された傷病者に対し、調剤・投薬場所において調剤、投薬、服薬指導を行います。

② 調剤、投薬、服薬指導

医師の診察を受け、処方箋を交付された傷病者に対して、薬剤師班は備蓄医薬品を用いて調剤、投薬、服薬指導を行います。

調剤・投薬を行った後、薬剤師班は災害用処方箋を回収し、調剤日、薬剤師氏名を記載し、保管します。

医療救護所での調剤等業務については、医療救護班医師と協議し、その決定に従います。

③ 災害用処方箋の作成支援

薬剤師班は医師が処方する医薬品の在庫がない場合、代替薬を提案する等、医師と調整を図り、医薬品の有効活用に努めます。

また、薬剤師班は可能な範囲で患者から服用歴、アレルギー歴等の聞き取りを行い、医師の発行した処方箋を変更した方が良い場合は、その旨を医師へ伝えます。

4 医薬品等の供給要請と納品の確保

(1) 医薬品等の供給要請

調剤・投薬に使用する医薬品は、原則として医療救護所の備蓄医薬品を使用します。備蓄医薬品および医療資器材が不足した場合、薬剤師班は速やかに避難拠点班長（区職員）にその旨を伝達します。

薬剤師班は、必要な医薬品等の品名・数量等を、区災害対策健康部に対して防災無線または防災 FAX 等を使用して報告します。

その後、区災害対策健康部から災害時協定を結んでいる医薬品卸売販売業者に対して、電話や FAX を用いて供給要請がなされます。

(2) 納品の確保

区災害対策健康部から医薬品の供給要請を受けた医薬品卸売販売業者は、直接、医療救護所へ医薬品等を搬送します。

医療救護所に運ばれた医薬品は薬剤師班が検品を行い、避難拠点班長（区職員）が伝票にサインをします。

※ 災害時の医薬品調達の考え方は資料編 p42 のとおり

5 トリアージ等

- トリアージとは、災害発生時に多数の傷病者が同時に発生した場合に、傷病者の緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うため、治療の優先順位を決定することをいいます。

＜練馬区地域防災計画（平成26年度修正）＞より

(1) トリアージ

医療救護所において四師会の要員が担う重要な役割の一つに、傷病者のトリアージがあります。

医師や避難拠点運営連絡会と連携し、傷病者の緊急度や重症度に応じてトリアージを実施します。

① 軽症者と中等症者・重症者のトリアージ（一次トリアージ）

軽症者と中等症者・重症者のトリアージは、患者の自力歩行の可否によって行います。

自力での歩行が可能であれば緑（軽症者）、自力での歩行が不可能であれば黄（中等症者）もしくは赤（重傷者）として振り分けます。

一次トリアージは原則として医療救護所に参集する避難拠点運営連絡会が中心となって行います。しかし、災害の状況によって人員が不足した場合、薬剤師班も一次トリアージを行います。

軽症者と判断された患者への診察中に、医師等が中等症もしくは重症であると判断した場合は、その患者を二次トリアージ場所へ誘導し、適切なトリアージを行います。

② 中等症者と重症者のトリアージ（二次トリアージ）

一次トリアージによって分けられた中等症者もしくは重症者を再度トリアージして、医療機関への搬送順位を決定します。

二次トリアージでは、START式トリアージ法を用い、呼吸の有無、呼吸数、脈拍数等によって重症度を判別します。

二次トリアージでは医学的な見地からの判断が必要になるため、医療職が中心となって行います。医療救護所に参集する医療職の人数が不足した場合には、参集している四師会の要員で臨機応変にトリアージを行います。

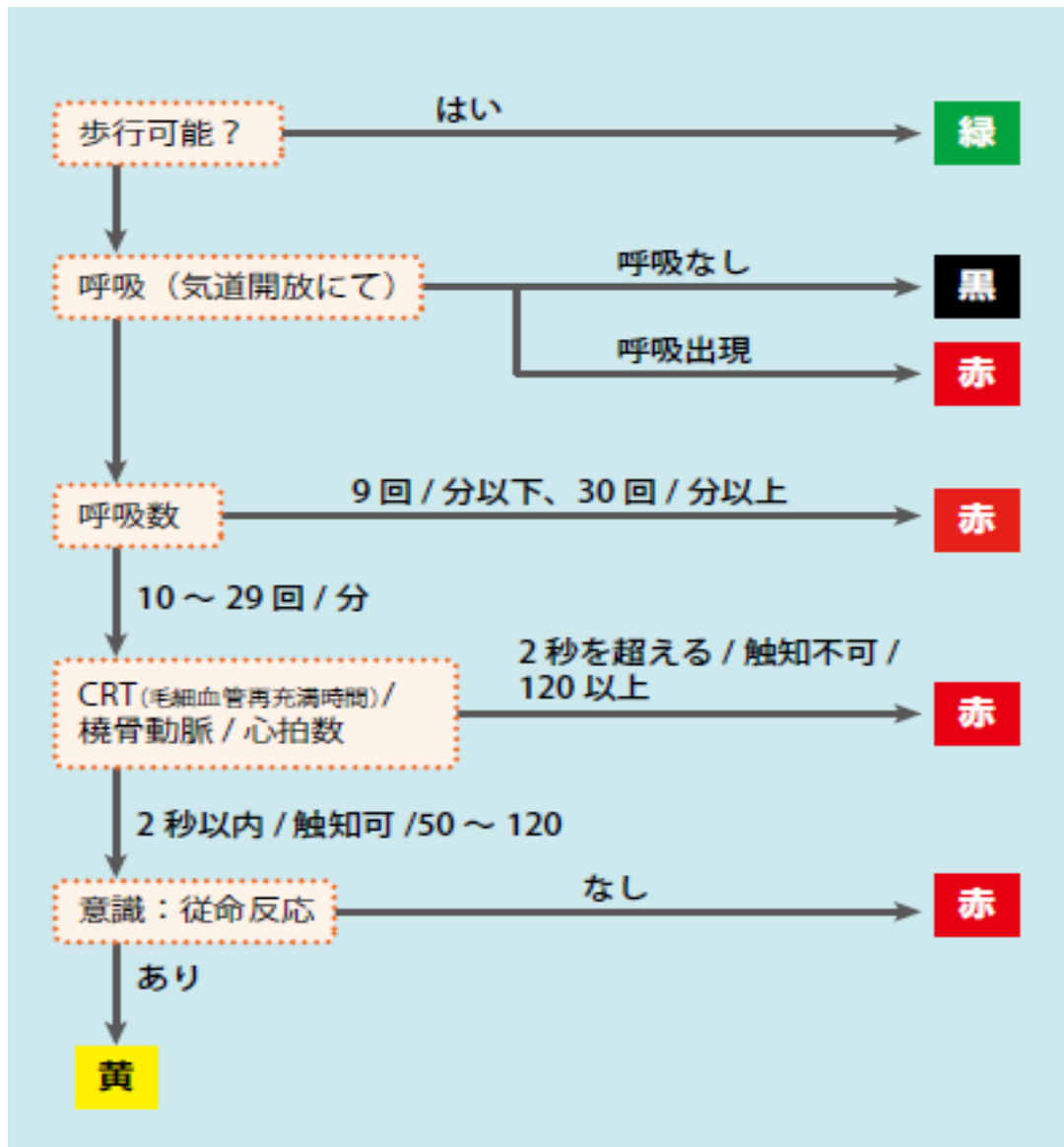
(2) 専門業務以外の軽微な処置の支援

発災時は医療救護所が設置され、避難拠点運営連絡会や四師会の要員、区職員が参集することとなっていますが、その参集状況は被害状況に左右されます。

このことから、医療救護所で活動する四師会の要員は、それぞれの専門的処置だけでなく、医療職リーダーの指示に従って臨機応変に患者への対応を行います。

薬剤師班においても、参集する四師会の要員とともに、専門業務以外の軽微な処置の支援など患者対応に従事します。

<START 式トリアージ図>



第2章 避難拠点における活動

- 災害発生から 72 時間以降において、薬剤師会は区からの要請を受け、区内避難拠点等へ薬剤師班を派遣します。
- 薬剤師班は避難拠点において、被災者に対して巡回路薬指導等を行います。
- 避難生活が長期に渡る場合には、定点薬局を開設し、避難者への医薬品の提供や薬事に関する相談受付を行います。

(1) 活動期間

避難拠点における活動は原則として発災後 72 時間以降とし、区から薬剤師会に対して、薬剤師班派遣要請を行います。

(2) 避難者に対する調剤・投薬および服薬指導

避難拠点において医師会医療救護班および歯科医師会歯科医療救護班が巡回診療を行った場合、薬剤師班は医療救護班等と一緒に巡回します。

患者の申し出・症状・服薬履歴・アレルギー等を聞き取りながら、近隣の薬局と連携して、調剤、投薬、服薬指導を行います。

(3) 定点薬局の開設

避難生活が長期にわたる場合には、避難者の状態および周辺の薬局の開業状況を踏まえ、区が薬剤師会に対して、定点薬局の開設を要請します。区から要請を受けた際、人材や物資の不足がある場合は、東京都薬剤師会や区に対して応援や供給要請を行います。

薬剤師班は避難拠点等において定点薬局を開設し、一般医薬品の提供や薬事に関する相談等に応じて受診を推奨するなどの支援を行います。

一般医薬品を供給する場合は、患者の申し出・症状・服薬履歴・アレルギー等を聞き取ったうえで、必要最小量を供給します。

第3章 その他の活動場所における活動

- 応援物資として送られてくる医薬品を一時集めておく医薬品集積場所において、医薬品の仕分けおよび管理を行います。
- 医薬品統括責任者と共に災害対策健康部へ参集し、医薬品統括責任者の業務の補佐を行います。

(1) 医薬品集積場所における業務

区に応援医薬品が配送された場合、その医薬品は指定する集積場所に集められて管理されます。薬剤師会は区の要請に基づいて薬剤師班を集積場所に派遣し、受け入れた医薬品の種類、品名、数量、受入れ元、供給先を管理し、区に報告します。

(2) 災害対策健康部における業務

災害対策健康部に参集する薬剤師班は、医薬品統括責任者の指示の下で活動します。参集した薬剤師班は、医療救護所の状況把握や、医薬品の発注に関する医薬品統括責任者の業務補佐を行います。

また、薬剤師会災害対策本部と連絡を取り、応援薬剤師の参集人数や派遣の可否を確認し、医薬品統括責任者へ伝達します。

Ⅲ 医薬品統括責任者の活動

- 練馬区内で災害が発生した場合、練馬区役所では災害対策本部とともに医療救護にかかる本部として災害対策健康部が立ち上がります。
- 薬剤師会は、区からの要請に従い、医薬品統括責任者を練馬区災害対策健康部へ派遣します。
- 医薬品統括責任者は練馬区災害医療コーディネーターと調整を図りながら区の医療救護活動を支援します。
- 薬剤師会は、医薬品統括責任者とともに薬剤師班1班を災害対策健康部へ派遣し、医薬品統括責任者の補佐として活動させます。

1 災害対策健康部内の指揮系統

災害対策健康部においては部長が部を統括し、部長の下にそれぞれの役割を持つ班を設置します。

災害医療コーディネーターは部長へ医療救護に関する助言を行います。

医薬品統括責任者は災害医療コーディネーターと協議・調整を行い、医薬品に関する助言等を行います。

2 医薬品統括責任者の活動

(1) 参集および活動期間

練馬区内で震度6弱以上の地震が発生した場合は、医薬品統括責任者は区と薬剤師会との災害時協定に基づき、自動的に練馬区役所に参集します。

また、練馬区内で震度5強以上の地震が発生した場合、区は薬剤師会に対し医薬品統括責任者の参集を要請します。

災害対策健康部の設置場所および医薬品統括責任者の参集場所は練馬区役所東庁舎6階です。参集後の医薬品統括責任者の活動期間は、医療救護所の設置、運営と同様に、原則として発災後72時間までです。

なお、災害対策健康部へ派遣される薬剤師班の参集場所や活動期間も同様です。

(2) 不足医薬品の確保

医薬品統括責任者は、災害対策健康部に参集した後、区災害医療コーディネーターおよび区職員とともに、医療救護活動の支援を行います。

＜医薬品統括責任者の主な業務＞

- i) 備蓄医薬品等が不足し、新たな医薬品等を調達する必要がある場合における医薬品等の調達業務の調整
- ii) その他医薬品等の確保に関すること
- iii) 薬剤師班の調整に関すること

発災後、医療救護所では72時間以内を目途に傷病者に対する医療救護活動を行い、備蓄医薬品を用いた投薬等を行います。医療救護所の備蓄医薬品量は都の発表した被害想定に基づいていますが、想定よりも大きな災害が発生した場合や数か所の医療救護所に負傷者が集中した場合には、備蓄医薬品の不足が生じる恐れがあります。

医療救護所における医薬品が不足した場合、以下のように不足医薬品の調達業務に従事します。

① 不足医薬品の要請

医療救護所における医薬品が不足した場合、医療救護所の薬剤師班の責任者はその旨を避難拠点班長に伝達し、班長は災害対策健康部へ医薬品補充を要請します。その後、医薬品統括責任者は無線を使用して医療救護所の薬剤師班責任者と連絡を取り、不足医薬品の品目・数量等をリストアップします。

② 不足医薬品の発注にかかる調整

医薬品統括責任者は、医療救護所における傷病者対応の状況を踏まえ、区災害医療コーディネーターと協議し、発注する医薬品を決定します。

また、発注先である医薬品卸売販売業者の被害状況によっては医薬品の提供が困難な場合が想定されます。そうした場合、医薬品統括責任者は区災害医療コーディネーターと協議し、同様もしくは類似の効能を持つ医薬品を代替品として発注することを決定します。

③ 不足医薬品の発注

医薬品統括責任者は、区職員に対してリストアップした医薬品の発注を助言します。指示を受けた区職員は、医薬品卸売販売業者への要請書、医薬品リストを作成し、FAXで要請書等を送付します。

医薬品管理責任者は、医薬品卸売販売業者に品目・数量等を伝えます。

※ 災害時の医薬品調達のお考え方は資料編 p42 のとおり

(3) 薬剤師班からの情報収集

医薬品統括責任者は、医療救護所で活動する薬剤師班から以下の情報について報告を受け、薬剤師会本部と調整を行います。

医薬品統括責任者は提供される情報を基に、区災害医療コーディネーターおよび薬剤師会本部と調整を行い、薬剤師班の応援や追加派遣などを調整します。

<収集する情報>

- i) 医療救護所における医薬品の在庫及び供給状況
- ii) 医療救護所における薬剤師班の活動状況
- iii) 近隣医療機関・薬局等の業務継続状況及び連携状況等

IV 薬剤師会災害対策本部の活動

- 薬剤師会災害対策本部は、練馬区薬剤師会BCP、および同災害時行動マニュアルに従って活動します。

1 薬剤師会災害対策本部における指揮系統

練馬区薬剤師会災害対策本部への参集要員と命令系統は練馬区薬剤師会BCPに従います。

2 薬剤師会災害対策本部における活動の概要

(1) 参集

練馬区で災害が発生した場合、練馬区薬剤師会センター内に練馬区薬剤師会災害対策本部を練馬区薬剤師会BCPに従い設置します。

震度6弱以上の地震が発生した場合、同BCPに定めた者が練馬区薬剤師会災害対策本部へ自動参集します。夜間の行動は避けます。

震度5強以下の場合練馬区薬剤師会BCPに従い参集します。

(2) 情報収集および伝達

薬剤師会災害対策本部では以下の情報を収集、伝達します。詳細については練馬区薬剤師会災害時行動マニュアルに従います。

<情報伝達の流れ>



<収集する情報>

- i) 会員薬局の安否及び薬局機能の状況
- ii) 区内の医薬品卸売販売業者の状況
- iii) 医療救護所で活動できる区内在住の薬剤師の状況
- iv) 診療を続けている医療機関の状況
- v) 開局している薬局の医薬品の需要
- vi) 医療救護所（人材、医薬品など）の状況
- vii) 東京都薬剤師会など他地区の状況等

<情報収集の方法>

- i) 練薬情報ネットワーク…会員の安否確認、薬局機能情報
- ii) 防災無線…医薬品統括責任者から医薬品卸売業者や医療救護所、診療を続けている医療機関の状況
- iii) 優先電話…東京都薬剤師会などからの情報

<医薬品統括責任者に伝達する情報>

- i) 会員薬局の安否及び薬局機能の状況
- ii) 医療救護所等で活動できる区内在住の薬剤師の状況
- iii) 出動可能薬剤師班の状況
- iv) 開局している薬局の医薬品の需要
- v) 東京都薬剤師会など他地区の状況等

<医薬品統括責任者に情報伝達する方法>

区防災無線を利用して区災害対策健康部を通して行う

(3) 受援体制の整備

薬剤師班が不足した場合、医薬品統括責任者からの指示で東京都薬剤師会へ薬剤師班を要請します。その際の参集場所は薬剤師会災害対策本部とします。

区において医療ボランティアセンターが開設された場合、薬剤師会災害対策本部にてボランティアを取りまとめ、医薬品統括責任者の指示でチームを派遣します。

(4) 応援医薬品の管理および保管

薬剤師会本部に送られてくる応援医薬品については、医薬品統括責任者からの指示を受け、不足している医薬品がある場合にのみ不足品または類似品を受け入れます。そして受け入れ医薬品の種類、数量、受け入れ元及び供給先を区に報告します。

医療救護班や支援薬剤師班が持参した医薬品等が余った場合は、各自持ち帰ってもらうこととします。

(5) 避難拠点等への巡回・相談業務の調整

災害発生後 72 時間以降に避難拠点を巡回する場合、必要な薬剤師班の数や巡回先は医薬品統括責任者の指示に従います。薬剤師会災害対策本部では薬剤師班の編成や避難拠点への巡回の順番等の調整をします。

活動報告は薬剤師会災害対策本部がまとめて回収し、総出動員数とともに区災害対策健康部に報告をします。

(6) 薬局に対する復旧への支援

会員薬局の早期復旧のため、薬剤師会災害対策本部は会員薬局に対して情報の提供を行います。

(7) その他の薬剤師会災害対策本部の業務

- ① 練馬区薬剤師会来会者の安全確保
- ② 医療の提供に関する一般向けの情報提供
- ③ 重要な業務の継続および財政基盤の維持

3 受援体制の整備

(1) 薬剤師会非会員による応援の受入調整

薬剤師会災害対策本部に非会員から応援したい旨の連絡があった場合、氏名、住所、連絡先、免許番号、卒業校などの情報を聞き取り、薬剤師としての本人確認をしたうえで災害時薬剤師班名簿に登録します。

派遣先は医薬品統括責任者の指示に従い割り振ります。行動については当マニュアルに従ってもらいます。

(2) 他地区薬剤師会会員による応援の受入調整

薬剤師会災害対策本部に他地区薬剤師会会員から応援したい旨の連絡があった場合、所属薬剤師会会員証と運転免許証等で薬剤師としての本人確認を行います。

派遣先は医薬品統括責任者の指示に従い割り振ります。行動については当マニュアルに従ってもらいます。

4 関係機関との連携

(1) 災害拠点病院等との連携

医療救護所は、災害拠点病院等の近接地に設置され、災害拠点病院等の機能を守る役割を備えています。そのため、状況に応じて練馬区薬剤師会は、区からの要請に応じて近隣災害拠点病院の薬剤部や近隣薬局の被災情報を災害拠点病院と共有し、病院薬剤部への支援を検討します。

(2) 医師会・歯科医師会・医療機関等との連携

医療機関は発災1週間以降、徐々に平常の業務に移行していきませんが、薬局の復旧や医薬品等の供給体制の復旧がまだ完全ではないことが予想されます。このような状態で院外処方箋の発行が再開された場合、患者が適切に医薬品を受け取れない可能性が高まります。

そうした事態を防ぐために、薬剤師会本部は地域の薬事関係者の情報収集を行い、医薬品管理責任者の助言を踏まえ、院外処方箋の発行について以下の事項を医師会・歯科医師会・医療機関（災害拠点病院等を含む）と調整します。

<調整事項>

- i) 院外処方箋の発行タイミング
- ii) 通信が十分に復旧していない場合の疑義照会のルール
- iii) 災害時処方箋を薬局で応需する場合のルール。

V 資料編

省 略